

社会福祉法人幸光福祉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人幸光福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条、定款施行細則第20条第5項の規定に基づき、役員（理事及び監事）、評議員及び相談役（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 評議員
- (2) 役員（理事及び監事）
- (3) 相談役

(報酬等の支給)

第3条 役員等には、役職及び勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長及び常勤役員等（この法人を主たる勤務場所とする者）については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 2 退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(報酬等の額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間30,000,000円以内とする。

- 2 この法人の全監事の報酬総額は、年間500,000円以内とする。
- 3 この法人の相談役の報酬総額は、年間1,000,000円以内とする。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第5条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による役職及び報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 業務執行理事、理事、監事、相談役及び評議員
 - ①報酬については、別表4に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、別途定める規程に基づき交通費等を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬は、別表5の定めによるものとし、賞与は、別表2の定めによる額とする。

2 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の退職手当は、別表5上段に定める報酬の額を基礎額とし、別表3に定める算式により算出される額とする。

(報酬等の支給方法)

第8条 役員等に対する月額報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬及び賞与については、障害者支援施設桃の里給与・退職金規程によるものとする。

(2) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3ヶ月以内に支給する。

2 役員等に対する日額報酬等は、当該会議に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第9条 新たに役員等に就任し、月額報酬等を受ける者には、その日から報酬を支給する。

2 役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割によって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、月額報酬等を受ける役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数処理)

第10条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを切り上げる。

(公表)

第11条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第13条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 社会福祉法人幸光福社会役員及び評議員の報酬等に関する規程（平成26年6月1日施行）は、廃止する。

この規程は、平成29年6月19日より施行する。

附則 この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1 （理事長及び常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額	
理事長	月額	1,000,000円
業務執行理事		800,000円
理事及び相談役		600,000円

別表2 （理事長及び常勤役員等の賞与）

7月賞与	障害者支援施設桃の里給与・退職金規程による
12月賞与	

別表3 （理事長及び常勤役員等の退職金算定式）

役職名	基礎額		年数		係数
理事長	最終報酬月額	×	在任年数	×	2
業務執行理事					1.5
理事及び相談役					1

※法人に特別の功績があったと認められる場合は、評議員会の決議を得て、50%の範囲内で加算支給することができる。

別表4 （非常勤役員等の報酬等）

(1) 評議員

項目		報酬日額
議長	評議員会への出席	30,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000円
その他の評議員	評議員会への出席	20,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

(2) 業務執行理事、理事、監事及び相談役

項目		報酬日額
業務執行理事	理事会等会議への出席	20,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	30,000円
理事、監事及び相談役	理事会等会議への出席	20,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	20,000円

別表5 (職員給与との併給)

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び相談役に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額	
理事長	月額	400,000円
業務執行理事		240,000円
理事及び相談役		50,000円

当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員及び相談役に対しては、役員報酬規程等と職員給与の合計額が下記の範囲内において役員報酬等を支給する。

役職名	報酬の額	
理事長	月額	1,000,000円
業務執行理事		800,000円
理事及び相談役		600,000円